

平成15年6月11日

## 「地方税財政制度改革（三位一体の改革）に関する意見」（H15.6.11 地方財政審議会）のポイント

### 1. 総括的事項

今次の三位一体の改革は、先般の地方分権一括法による事務権限等に関する改革と一体をなすもの。

三位一体の改革においては、三つの改革を一体的に実施することが不可欠。

行政サービスの見直しは、国と地方が連携して国民に理解を求めながら検討すべきであり、国から地方への財源移転の削減を重視するのは不適當。

増税を含む税制改革の際には、地方税の比重をさらに高める必要があるが、歳入中立の改革は増税を待たずして実施可能であり、増税の必要性を理由として、税源移譲を将来に先送りすることは許されない。

国の債務残高を地方に移管するという議論は、三位一体の改革とは別の議論であり、負担区分制度への信頼を損なうこと、財政規律の観点からも許されないこと、単なる地方への負担転嫁であることなどから、採り得ない考え方。

### 2. 税源移譲を含む税源配分の見直し

地方公共団体は、基礎的な行政サービスを広く担っており、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系が必要。

地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税中心の歳入体系を構築していくことが必要。

当面、国税と地方税の税源配分が5：5となることを目指すこととし、国庫補助負担金の廃止・縮減と国から地方への税源移譲を行うことが必要。

税源移譲は基幹税目を中心に行われる必要があり、対象税目は、個人住民税と地方消費税が適當。

課税自主権は、積極的活用が望まれるが自ずから限界があり、地方税源の充実には税源移譲を含めた国と地方の税源配分の見直しによって行うことが必要。

### 3. 地方交付税

地方交付税は、標準的な行政サービスに必要な財源を保障することにより、同時に地域間の財政力格差を調整する機能を一体的に果たす仕組みであり、財源保障機能だけを取り出して廃止することは不可能。

一定の行政水準が達成されても、その維持のためには毎年度の財源確保が不可欠であり、ナショナル・ミニマムに関する評価を論拠として財源保障

機能の廃止を論ずることは不適當。

地方交付税は、各団体の実際の財政運営の結果として生じた財源不足を補てんする制度ではなく、モラル・ハザードや歳出肥大化の原因という指摘は当たらない。

財源保障の水準は、地方の自由度の拡大状況等に応じて見直すことが適當であるが、地方が実施責任を負う幅広い行政サービスに必要な財源保障を行うことは、回避することが許されない国の責任。

地方単独事業にも義務づけのある事務が多いこと、地方債は所要経費の分割負担であることなどから、標準的な行政サービスに係る単独事業や元利償還金は、適切な財源保障が必要。

地方交付税は地方の固有財源であり、法定率分とその他の部分に性格的な差はない。実質的に不足状態にある現状の交付税率を前提として、法定率分とその他の部分を形式的に区別して制度改正を論じることは不適當。

行政需要は一人当たり税収に比例せず、地方部では一人当たり必要財源は平均値を大きく上回るため、一人当たり税収を均衡化する財源調整機能に特化することは不可能。

地方税として一度帰属した税収を拠出・再配分する水平的調整制度は、制度的な問題が多いうえ、他国でも垂直的調整制度と併用されており、現行制度に替えて導入する意義を見出し難い。

地方交付税については、地方財政計画規模の計画的抑制を進めるとともに、地方の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、事業費補正・段階補正の見直し等を進めるべきであり、それが昨年閣議決定（「基本方針2002」）に応えるもの。

地方財政の自立度に関しては、不交付団体数の割合よりも不交付団体居住人口の割合に着目することが合理的。

#### 4. 国庫補助負担金

役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、国庫補助負担金や国直轄事業負担金の見直しに積極的に取り組むことが適當。

最低限よるべき法令基準の明確化等により、国庫補助負担金を廃止・縮減しても、行政水準を維持する国の責任は十分に果たし得るもの。

昨年12月の閣議報告（「国と地方に係る基本方針」）に沿って国庫補助負担金の削減を進めるべきであり、引き続き地方で実施すべき事業については、削減に見合う税源移譲を必ず一体的に実施することが不可欠。